



生活習慣病管理料について

医事課課長 種村 満

令和6年6月の診療報酬改定において、「脂質異常症」「高血圧症」「糖尿病」が「**特定疾患療養管理料**」の算定対象から除外されました。

「**特定疾患療養管理料**」とは、『厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に、月2回に限り算定する』指導管理料です。これまで長年にわたり対象の患者さまには算定しており、今回の改定で算定対象疾患のうち占める割合が多かった上記の三つの疾患が算定対象から除外されました。そのかわりとして厚生労働省が算定を促したのが「**生活習慣病管理料**」です。



「生活習慣病管理料」はすでに算定項目としてありましたが、『脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者（入院中の患者を除く）に対して、当該患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する』という基本条件の他に、対象者を毎月受診させ、その都度、治療計画書を作成し交付することが求められており、その分高い点数が設定されていたものの、手間に見合わない判断する医療機関が多く、「**特定疾患療養管理料**」を算定する医療機関がほとんどでした。

「**特定疾患療養管理料**」から「**生活習慣病管理料**」への算定変更を推進するために、今

回の改定において「**生活習慣病管理料**」の算定条件が緩和されました。以前は毎月受診し、作成・交付が求められていた療養計画書については、最長で3か月に1回の受診時に作成・交付されれば算定が可能となりました。また、療養計画書の内容についても見直しが行われ、記載内容が以前より簡略化されたことで作成する医師への負担軽減が考えられております。

しかし、これまで「**生活習慣病管理料**」を算定してこなかった医療機関にとっては、新たな負担になります。対象となる患者数もかなり多いことから、当院では6月の下旬からようやく一部の医師が算定を開始し、徐々に算定者数を増やしている状況となっております。

対象の患者さまにおいての変更点は、会計では以前の「**特定疾患療養管理料**」より「**生活習慣病管理料**」の方が少し高く請求されることとなりますが、これまでの医師からの口頭による説明のみから療養計画書の作成・交付に変わったことにより、目標や生活上の注意点を具体的に確認出来るようになりました。これにより患者さまが生活習慣病の改善へより一層積極的に取り組めることが期待できます。それこそが国の狙いであり、ひいては医療費の抑制につなげる方策の一つなのだと考えます。

患者さま一人一人の状態に応じて、担当医が個別に療養計画書を作成し、改善に向けた提案・支援する取り組みをご理解いただき、対象の患者さまの一人でも多くの方がこの「**生活習慣病管理料**」の算定をきっかけに、より生活習慣病への対策に意識が高まることを期待します。

